京都信用金庫

貸金庫規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「貸金庫規定」および「貸金庫規定 (カード方式)」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

- 規定の改定日
 2021年4月1日(木)
- 2. 改定する規定
 - 貸金庫規定
 - ・貸金庫規定(カード方式)
- 3. 改定内容(改定部分を下線表示)

改定前	改定後
第12条 解約	第12条 解約
1~5 (略)	1~5 (略)
第6項を第7項に繰り下げし、右記の通り	6. 前項の定めにかかわらず、本条第2項
第6項を挿入	④による解約の場合には、解約から3
	<u>か月が経過していなくても当金庫は貸</u>
	金庫の開扉、格納品の別途管理および
	開扉に際し公証人の立会いを求めるこ
	<u>とができるものとします。これらに要</u>
	する費用は当金庫の負担とします。
第14条 緊急措置	第14条 緊急措置
1. (略)	1. (略)
2. (新設)	2. 災害による被害の発生が予想される場
	合等、当金庫の判断で貸金庫の営業を
	臨時休止または営業時間を短縮するこ
	<u>とができるものとします。このために</u>
	生じた損害については当金庫は責任を
	<u>負いません。</u>